

地方財政審議会付議（説明）案件

令和2年6月19日（金）

（案件名）

- ・ 税務システム等標準化の検討について（説明案件）

自治税務局企画課電子化推進室

課長補佐 小山里沙

（内線23512）

税務システム等標準化の検討について

令和2年6月19日

総務省自治税務局

地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化の取組経緯

日付	概要
平成30年6月	自治体戦略2040戦略構想研究会第2次報告(総務省)
令和元年5月	地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI/ロボティクスの活用に関する研究会報告書(総務省)
令和元年8月	自治体システム等標準化検討会(総務省)検討開始 ※住民基本台帳事務
令和元年10月10日	令和元年第8回 経済財政諮問会議
令和元年12月19日	新経済・財政再生計画改革工程表2019 経済財政諮問会議決定 ※住民基本台帳事務以外の事務(地方税分野を含む)について、令和2年度以降標準化に取り組む旨明記あり。
令和元年12月20日	デジタル・ガバメント実行計画 閣議決定 ※住民基本台帳事務以外の事務(地方税分野を含む)について、令和2年度以降標準化に取り組む旨明記あり。
令和2年2月21日	地方自治体業務プロセス・情報システム標準化等に関する関係府省会議(第1回) 開催(内閣官房IT総合戦略室)
令和2年2月26日	地方自治体業務プロセス・情報システム標準化等に関する関係府省会議幹事会(第1回)開催(内閣官房IT総合戦略室)

新経済・財政再生計画改革工程表2019

- 改革工程表は、骨太の方針に定められた「新経済・財政再生計画」の改革事項について、改革工程を具体化するもの。平成30年12月に策定され、令和元年12月19日の経済・財政諮問会議で改定され、地方税分野を含む自治体の情報システムの標準化について掲載。
- 改革工程表と同様の内容について、デジタル・ガバメント実行計画(令和元年12月20日閣議決定)にも掲載。

改革工程表(抜粋)

骨太における取組事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	第一階層KPI	第二階層KPI
ITに係る地方自治体への補助金の効率化を図るとともに、財源を含めた国の主導的な支援の下で情報システムやデータの標準化を推進する観点から、IT予算の一元化を契機に、内閣官房が中心となり関係府省庁が連携して、地方自治体のデジタル化の取組を後押しするための政策に関する検討を進める。	<p>内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省は、部内の検討体制を整備の上、市町村が情報システムを構築している以下の地域情報プラットフォーム標準仕様又は中間標準レイアウト仕様で示されている業務について、業務プロセス・情報システムの標準化に向け市町村の業務プロセスや情報システムのカスタマイズ状況等についての調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当(内閣府) ・選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税(総務省) ・就学(文部科学省) ・国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当(厚生労働省) ・子ども・子育て支援(内閣府・厚生労働省) <p>上記の作業を踏まえ、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革(BPR)の徹底を前提に業務プロセス・情報システムの標準化を進める。</p> <p>特に、地方税、介護保険、国民健康保険、障害者福祉、就学業務については、速やかに地方自治体の状況等を踏まえた課題を整理し、業務プロセス・情報システムの標準化により効果が見込める場合には、地方自治体関係者やベンダー等を含めた研究会を組織し標準仕様書を作成する等、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業に着手する。このほか、各省は以下の事項に取り組む。(略)</p> <p>(2)地方税(総務省)</p> <p>地方税に係るシステムに関して、納税者からの電子納税を可能とする地方税共通納税システムについては、対象税目を地方法人二税等から更に拡大するため、2019年度の課題整理に基づき、地方自治体などとともに取組を進める。市町村の基幹税務システムについては、夏以降住民記録システムの成果も反映し標準仕様書の作成を進める。</p> <p>(略)</p> <p>国が主導して情報システムの標準化を進めるため、総務省は、地方制度調査会における地方自治制度との関係を含めた議論などを踏まえ、関係府省庁と連携して、法制上の措置も視野に、必要な検討を行う。</p>	<p>内閣府・総務省・厚生労働省は、情報システムの標準化に向けた調査に基づき地方自治体の状況等を踏まえた課題を整理し、情報システム標準化による効果が見込める場合には、地方自治体関係者やベンダー等を含めた研究会を組織し標準仕様書を作成する等、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業を進める。</p>	<p>内閣府・総務省・厚生労働省は、情報システム標準化による効果が見込める業務について、標準仕様書を作成する等、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業を進める。</p>	<p>○対象業務に対して、実際に標準仕様書が作成された業務の割合</p> <p>【標準仕様について、全体の40%に当たる業務が2021年度末までに、90%に当たる業務が2022年度末までに完成していること】</p>	<p>○標準仕様が作成された業務における当該標準仕様書が利用された情報システムを利用する地方自治体の割合</p>

目指す姿

背景

- 「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)において、地方団体の情報システムについては、国の主導的な支援の下で標準化等を進めることとされているところであり、地方団体の業務プロセス・情報システムの標準化を進めることとなった。
- 併せて、「新経済・財政再生計画 改革工程表2019」(令和元年12月19日諮問会議決定)及び「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日閣議決定)においても、住民記録分野に加え、介護保険等の福祉分野や地方税分野についても、令和2年度以降、業務プロセス・情報システムの標準化を進めることが明記されており、これに沿って推進することとなった。
- 先行して標準化の検討を行っている住民記録分野の検討内容を踏まえて、地方税分野でも検討を行う。

標準化による各主体のメリット

- (1) 住民・企業等のサービス利用者:地方団体毎に異なる申請様式・手法が統一的に実施されることで、手続の簡素化や合理化が実現する。
- (2) 地方団体:限られた人材や専門的な知識・ノウハウを共有することで、システム調達や法令改正対応等の業務及び調整に係るコストが減少し、他の業務に人材を充当できる。また、財政面では、カスタマイズ抑制、システム共同化による割り勘効果を生むことで、導入・維持管理費用を削減する。
- (3) 事業者:個別のカスタマイズ要望が減ることによりその対応に係る負担が減少し、人口減少下で希少化するシステムエンジニアの人員を他の分野に投入し、創意工夫による競争が可能となる。

効果

- (1) 地方団体のシステム調達において標準仕様を活用することで、調達プロセス自体を大幅に効率化する。
- (2) 標準仕様を活用した調達により、カスタマイズの抑制と維持管理コストの削減を図る。また、事業者間での円滑なシステム更改も可能とする。
- (3) カスタマイズ抑制により、広域クラウドの推進を図る。

総務省の検討体制

自治体システム等標準化検討会

税務システム等標準化検討会
(座長:庄司昌彦)
(事務局:自治税務局)

住民記録システム等標準化検討会
(座長:庄司昌彦)
(事務局:自治行政局)

個人住民税
ワーキングチーム
:WT
(事務局)
自治税務局
・電子化推進室
・市町村税課

法人住民税
ワーキングチーム
:WT
(事務局)
自治税務局
・電子化推進室
・都道府県税課

固定資産税
ワーキングチーム
:WT
(事務局)
自治税務局
・電子化推進室
・固定資産税課

軽自動車税
ワーキングチーム
:WT
(事務局)
自治税務局
・電子化推進室
・自動車税制企画室

収滞納管理
ワーキングチーム
:WT
(事務局)
自治税務局
・電子化推進室
・企画課

分科会
(分科会長)
後藤省二
(事務局)
自治行政局
行政経営支援室

方向性

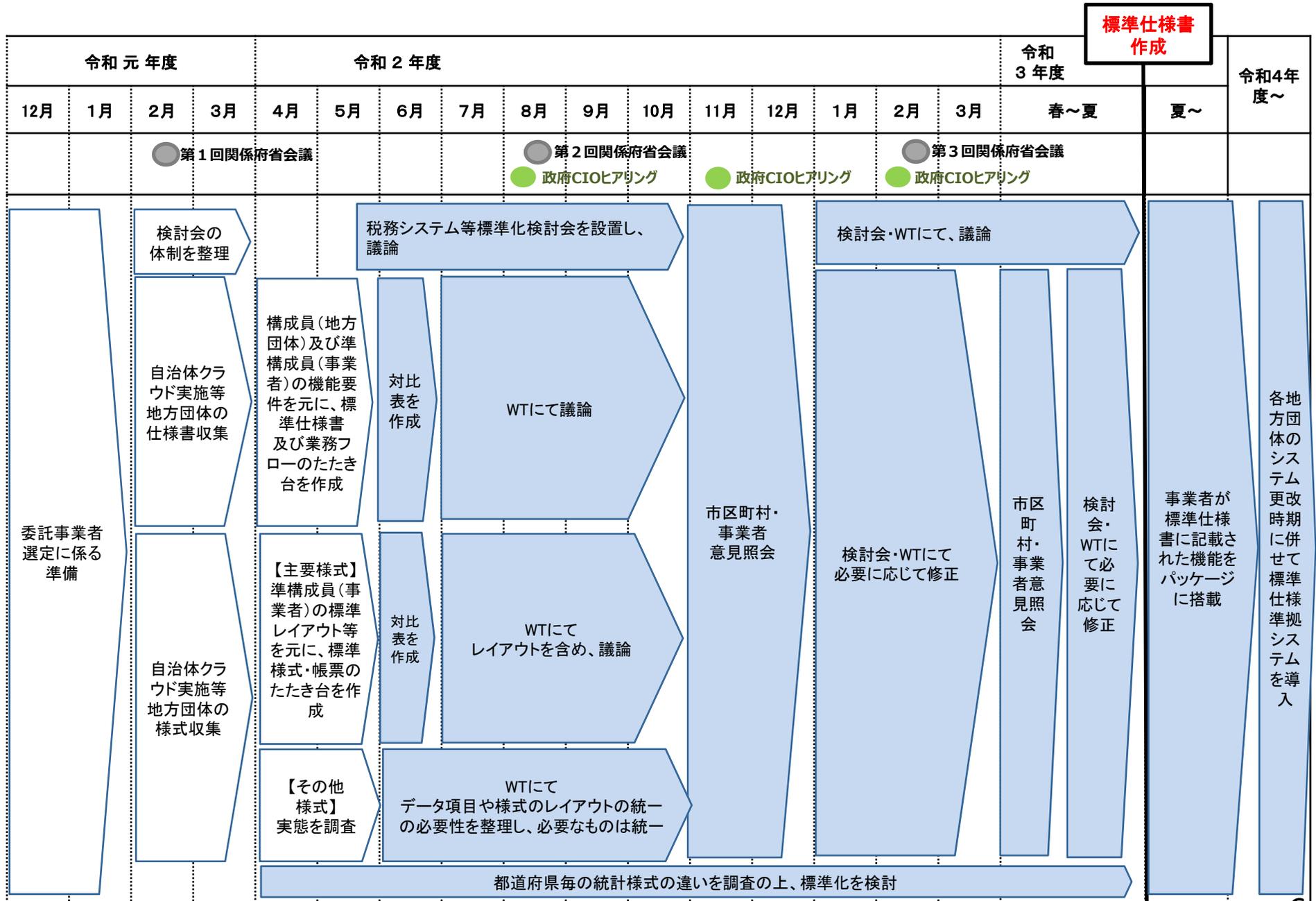
- 地方団体、事業者、関係者がコミットした形で市区町村における地方税分野の基幹システムに係る標準仕様書を作成する。《令和3年夏頃までを予定》
- 各事業者(※1)は、標準仕様書に記載された機能をパッケージに搭載する。
※1 事業者間の競争環境を確保。各社が標準システムを自由に提供し、競争環境の中で、各地方団体が各社の製品を自由に選択可能となる姿を目指す。
いずれは、全国的なサービスとしてLGWAN等のクラウド上でパッケージシステムの提供サービスを実施することが推奨される。
- 地方団体は、システム更新時期(5年程度)を踏まえつつ速やかに導入する。その際、各地方団体が原則としてカスタマイズせずに利用する姿を実現する。

方針

- (1) 対象団体:全ての市区町村。
- (2) 対象分野:地域情報プラットフォーム標準仕様書(※2)における地方税業務ユニット(個人住民税・法人住民税・軽自動車税・固定資産税・収滞納管理)を基本とする。
※2 地方団体の庁内の様々な業務システム間の情報連携を可能とする標準仕様。地方団体業務のうち、住民基本台帳、個人住民税等27業務の情報システムについて標準化。(一財)全国地域情報化推進協会(APPLIC)において「地域情報プラットフォーム標準仕様書」として公開・運用中。
- (3) 標準仕様書の取り扱い:住民記録システム標準仕様書で検討されている標準準拠の基準(※3)と同様とする。異なる取り扱いを行う場合は、検討会・WTIにおいて議論を行い、明らかにする。

※3 標準化対象範囲において定義すべき機能について、【実装すべき機能】、【実装しない機能】、【実装してもしなくても良い機能】の3類型に分類し、可能な限り3類型のいずれかに該当するか分類をした上で、定義すべき機能の範囲内で分類されていない機能は、カスタマイズ抑制、事業者間移行の円滑化の観点から、実装しない機能と同様のものとして位置付ける。

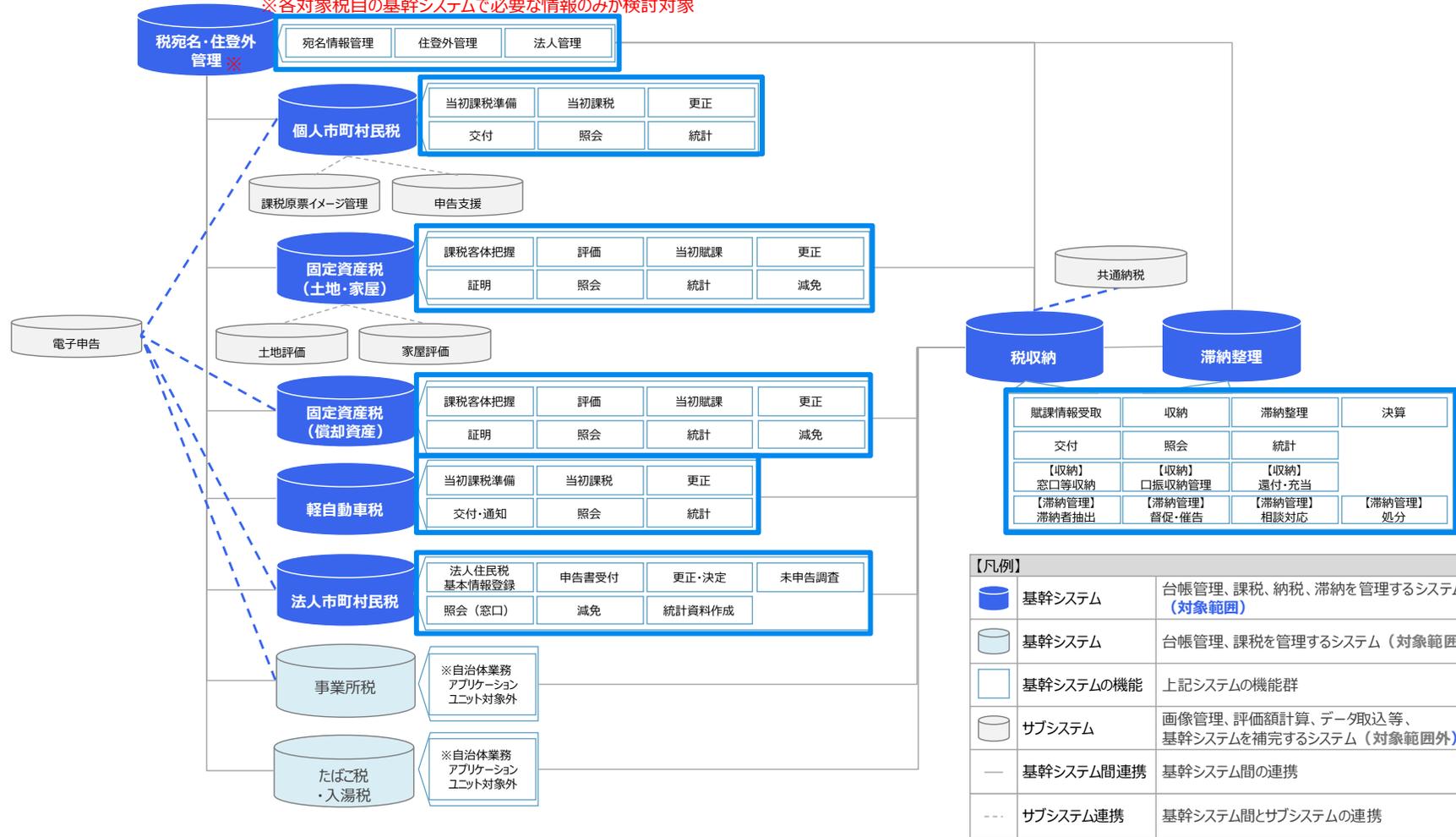
全体スケジュール



〈参考〉 標準化検討対象範囲(システム)

税パッケージシステムの全体像と標準仕様書の対象範囲

※各対象税目の基幹システムで必要な情報のみが検討対象



標準仕様書の構成要素（イメージ）

- システムを構成する主要な機能要件、帳票要件（システムから出力するもの）、業務フロー、非機能要件が対象。
- システムの画面要件及び専ら操作性に関する機能（ヘルプやガイドの具体的内容等）は、カスタマイズの発生源になっている場合等を除き、原則として対象外とする。

項目		対象	理由・詳細
機能要件	機能	○	最も効率的な運用方式を検討し、機能を標準化する
	画面表示（画面遷移等）・専ら操作性	×	カスタマイズの発生源になっている場合等を除き、各社の創意工夫に委ねる
	データ要件	○	中間標準レイアウト仕様を踏まえ、基幹システム内で管理するデータの項目、内容等を整理する
	外部連携IF	○	地域情報プラットフォーム標準仕様を踏まえ、基幹システムが他から受け取るデータの項目、内容等を整理する
帳票要件	外部帳票	○	複数の地方団体とやり取りがある法人等の事務負担軽減や、独自様式によるカスタマイズ抑制に寄与する
	レイアウト	△	原則法令に規定があるものや、統一指針があるものを中心に定義する その他、AI-OCRやRPAの対象となり得る申告様式等は、可能な限り標準様式を定義する
	出力項目	○	統一指針がないものであっても、データ項目を揃える観点から標準を定義する
	内部用帳票	○	地方団体の業務上出力項目やレイアウトの定義が必要な場合は出力項目やレイアウトを定義する。 地方団体の業務上帳票として実装が必須でないもので、カスタマイズの発生源にならないものは、機能要件として検討することもあり得る。
業務フロー		○	要件の運用イメージを確認できる業務フローを定義する
非機能要件	文字	○	住民記録システム等標準化検討会で示されている要件をベースに検討する
	可用性、性能・拡張性、運用・保守性、移行性、セキュリティ、システム環境・エコロジー	○	住民記録システム等標準化検討会で示されている非機能要件をベースに検討する